

四日市市消防本部訓令第3号

四日市市消防本部における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

四日市市消防長 人見 実男

四日市市消防本部における申請書等の押印の取扱いの特例に関する規程（令和3年四日市市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(押印の省略)</p> <p>第2条 別表左欄に掲げる規程の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規程の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和5年3月31日消防本部訓令第3号）</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(押印の省略)</p> <p>第2条 別表左欄に掲げる規程の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規程の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p>

【別記1】

改正後

要綱名	手続又は様式	備考
四日市市消防手帳及び消防職員之証に関する規程（昭和55年四日市市消防本部訓令甲第1号）	第1号様式	
四日市市消防文書管理規程（昭和58年四日市市消防本部訓令第3号）	第1号様式及び第4号様式	
四日市市消防職員の服務に関する規程（昭和59年四日市市消防本部訓令第2号）	別記様式	
四日市市消防本部庁舎管理規程（令和2年四日市市消防本部訓令第2号）	第1号様式	
四日市市火災予防規程（平成16年四日市市消防本部訓令第1号）	第6号様式及び第9号様式	

改正前

要綱名	手続又は様式	備考
<u>四日市市消防手帳及び消防職員之証に関する規程（昭和55年四日市市消防本部訓令甲第1号）</u>	<u>第1号様式</u>	
<u>四日市市消防文書管理規程（昭和58年四日市市消防本部訓令第3号）</u>	<u>第1号様式及び第4号様式</u>	

<u>四日市市消防職員の服務に関する規程（昭和59年四日市市消防本部訓令第2号）</u>	<u>別記様式</u>	
<u>四日市市消防職員衛生管理規程（昭和60年四日市市消防本部訓令第3号）</u>	<u>第5号様式</u>	
<u>四日市市消防本部庁舎管理規程（令和2年四日市市消防本部訓令第2号）</u>	<u>第1号様式</u>	
<u>四日市市火災予防規程（平成16年四日市市消防本部訓令第1号）</u>	<u>第6号様式及び第9号様式</u>	

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。